

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 8 日現在

機関番号：34419

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780068

研究課題名(和文) 企業法における債権者・従業員の地位の再定位

研究課題名(英文) Reorientation of Creditor and Employees' status in Enterprise Law

研究代表者

原 弘明 (HARA, Hiroaki)

近畿大学・法務研究科・准教授

研究者番号：70546720

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の問題意識は、会社債権者の中にも様々な属性の者がおり、それらを一括して論じるのは、他の会社法学における(特に株主の)類型化を通じた緻密な検討に比して、粗きに失するというものであった。3力年の研究においては、従業員その他の債権者について、総論・各論的検討を行った。その過程においては、必ずしも会社債権者という視点に拘泥することはせず、株主・経営者でも複数の属性を併有する存在にも検討対象を拡張した。総本研究で得られた一連の成果は、会社法の様々な分野に広がったやや総花的なものだが、株主だけではなく債権者についても、分析的に論じる必要性があることを示すことには成功したのではないかと考える。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on creditors' status, employees especially, in the field of enterprise law studies. In corporate law studies, shareholders are often analyzed typically, such as controlling shareholders and minority shareholders. However, creditors are rarely analyzed typically except involuntary creditors and contracting creditors. The researcher of this research theme has been interested in employees, who invest human capital on corporations, and also have credits since contracting continuous labor contracts. The researcher did detailed analysis of corporate creditors, mainly by way of case comments on Japanese case law.

研究分野：商法

キーワード：債権者 従業員 会社法

1. 研究開始当初の背景

(1) 会社法学、とりわけコーポレート・ガバナンスの法規制においては、経営陣・株主・債権者の三者の相互関係を分析する手法が広く行われている。このうち、株主については、支配株主・少数株主や、株主兼取締役のように、株主の性質に着目した類型化・分析が広く行われている。

(2) これに対し、会社債権者については、会社と契約関係を有するに至った任意債権者と、不法行為債権者のように会社と望まずして債権関係を有するに至った非任意債権者の類型化は従前から行われてきた。しかし、一回的取引の債権者と継続的取引の債権者など、契約債権者の内部における類型化・分析は十分とはいえなかった。

(3) また、従前から会社法学における従業員の地位の特殊性を意識した議論は確かに存在した。しかしその多くは、ドイツなどの共同決定制度などに範を取り、日本において従業員の経営参加を主張するものであり、ドイツの法制度の生成過程における特殊性や、日独の相違点に十分に意識を払ったものとは必ずしも言い難いものであった。

2. 研究の目的

本件研究代表者は、従前から会社における従業員の特殊性に着目してきた。具体的には、会社における人的資本投資者であり、将来発生債権者でもあるという二面に着目し、会社法学における従業員という地位の位置づけを様々な角度から分析してきた。本研究はこの問題意識を拡張し、従業員のみならず、企業法における債権者の典型的思考・分析を押し進めようとするものであった。

3. 研究の方法

(1) 上記の目的が存するとはいえ、会社法における従業員・債権者の地位について総論的検討を行うことは既存の議論と大差ない結論に至る可能性が少なくない。そこで本研究では、債権者が他の会社関係者の地位を併有する場合についての事例分析など、各論的検討を多く行うこととした。会社法分野は判例の発展が著しいため、生ける法としての判例分析を各論的検討の中心に据えた。

(2) また、研究期間中の会社法学・会社法実務の発展も踏まえ、債権者と対比するために株主についての議論状況も逐次アップデートすることとした。そして、本報告書冒頭に記した経営陣・株主・債権者の三者関係の分析の観点から、経営陣に関する判例分析も適宜必要な程度で行うこととした。

4. 研究成果

(1) 2014年度は、合計3本の論文を公表した。

〔図書〕 掲記の論文(「会社法における従業員の取扱いについての交通整理」)は、これまで研究代表者が志向した、人的資本投

資者・将来にわたる債権者としての会社従業員の二面性に関する既存の議論を整理した上で、新たに公表された論文へのコメントも加えて議論をアップデートすることにつとめた。既存の会社法学の先行研究では、集団としての会社従業員の交渉力について取り扱うものはあまり見られなかったが、同論文では、個人としての従業員のほかに集団としての従業員も念頭に、「弱い立場」にあるとされる従業員概念の再考の必要性を説いた。また同論文では、法の経済分析ワークショップ報告と質疑応答の結果を踏まえ、現時点では継続的契約債権者の中で、会社従業員をさらに特別扱いする根拠は乏しいとの結論に至っている。

〔雑誌論文〕 掲記の論文は、わが国の会社法裁判例で重要とされる取締役の責任について、親会社の子会社への貸付けが問題となった裁判例を検討した。親子会社関係における金銭の貸付けは、会社に対する債権の中でも特殊な考慮が必要となる可能性がある。当該裁判例では親会社の元代表取締役がひとり責任追及の対象となった事案としての特殊性があり、親子会社間金銭貸付けについて過度に一般化することは避けられるべきである。他方で、法律学では特殊な事例も考慮に入れた一般理論の構築が求められるため、かかる考察にも意義がある。

〔雑誌論文〕 掲記の論文は、会社債権のうち会社法上特別の法的規制が敷かれている社債の発行について、従来あまり論じられてこなかった取締役会非設置会社の意思決定に関連して検討を加えた。日本では閉鎖的な株式会社が多数を占める状況にあるが、閉鎖的な会社の法的規制について不明確と思われる点があった。株主総会・取締役の権限分配という重要問題にも直結するテーマであり、同論文では両者の相互関係を明らかにすることに努めた。

(2) 2015年度は、4本の論文と1冊の共著書を公表した。

〔雑誌論文〕 掲記の論文は、同年2月に出たばかりの、特例有限会社における準共有株式の議決権行使が問題となった判例の評釈である。非公開会社においては会社法が理念型として想定する株式会社像とは大きく異なる実態があり、また支配株主・経営陣・債権者が相互に絡まり合っており、様々な問題が生起する。そこでは演繹的な考察のみならず、実際の紛争に即した細かな解釈論が重要となり、本成果はこれに一を加えるものである。

〔雑誌論文〕 掲記の論文は、研究代表者が従前から検討してきた会社法と労働法の交錯にかかる分野についてのものである。具体的には、労働法分野で発達を遂げた法人格否認の法理とりわけ偽装解散の法理について、会社法学の立場から再検討を試みたものである。会社法人格否認の法理は本来会社法上の不文判例法理だが、労働法学ではとりわ

け労働者の解雇について、法人格形骸化・濫用の2類型に即して分化したものと捉えられてきたようである。しかしかかる2類型は会社法学では既に支持されておらず、他方で各裁判例の結論には相当程度の合理性があるように見受けられた。本研究では、法人格濫用類型においては偽装解散という労働法上の判例法理を経由して初めて法人格が否認できるのに過ぎず、法人格形骸化との間に本質的な差があるものではない、その限りにおいて会社法・労働法の各議論と判例法理は整合的に説明できると結論づけた。また、研究代表者が従前から関心を抱いてきた、事業譲渡・組織再編にかかる労働契約承継についても、偽装解散とともに問題となった裁判例が多いことから、あわせて検討した。そこでは、事業譲渡の個別承継という会社法上の帰結を崩すことなく、事業譲渡契約の解釈から労働契約の承継を認める柔軟な解釈をとる裁判例が一定数あり、これも肯定的に評価できるものとした。

〔雑誌論文〕 掲記の論文は、未公開株商法について発行会社とその取締役の責任が問われた下級審裁判例の評釈である。株主・債権者が会社取締役の責任を追及する訴訟は多数存在するが、取締役が資力がない場合、会社を被告として訴訟が提起されることがある。もっとも、本事案においては会社代表者の不法行為に該当する行為と会社それ自体の不法行為との区別が極めて曖昧であった。会社法には代表者が不法行為を行った場合についての350条という規定が存在し、両者の理論的区別は重要であることから、批判的分析を行った。

〔雑誌論文〕 掲記の論文は、組織再編手法として近年問題となった濫用的会社分割の詐害行為取消しが認められた最高裁判例の評釈論文である。会社に採算・不採算部門がある場合、採算部門のみを新設分割により別会社として設立し、当該事業部門に必要な債権者は当該新設会社に承継する。他方で、不採算部門にかかる債権者や金融債権者については、もとの会社に意図的に残存させる。このような手法を濫用的会社分割と呼び、会社法制定以来一般条項による対処が試みられてきた。本最判は民法の詐害行為取消権の適用を肯定したものであり、判旨賛成の立場から分析を加えた。

また、以上の研究成果を踏まえて、〔図書〕では具体的な事例を交えつつ、会社の資金調達にかかる諸問題の概説を行った。

(3) 2016年度は、3本の論文を公表した。

〔雑誌論文〕 掲記の論文は、株主が株主総会提案権を侵害されたとして、会社と取締役に損害賠償を請求し、1審では一部が認容されたもののその後控訴審で棄却された事件についての検討である。

〔雑誌論文〕 掲記の論文は、会社に対し報酬の一環としてのストック・オプション(新株予約権)という債権を有する役員と、

株主でもあり債権者でもある会社従業員を素材に、会社と株主・債権者・経営者の属性のうち複数を併有する存在を分析する際の共通点・相違点や、個人・団体による分析視角が相違する可能性について検討した。従前の研究では、ストック・オプションと従業員株主との共通性に着目した研究はまず見られなかったため、新規性の高い研究と考えられる。

〔図書〕 掲記共著書の論文(「反対株主の株式買取請求権」)は、近時活用されている組織再編における反対株主の株式買取請求権について、先行研究を踏まえつつ整理を行ったものである。

(4) 本研究の問題意識は、会社債権者の中にも様々な属性の者がおり、それらを一括して論じるのは、他の会社法学における(特に株主の)類型化を通じた緻密な検討に比して、粗きに失するというものであった。3カ年の研究においては、特に会社に対して労務提供する従業員について、研究代表者の既存の検討実績も踏まえて、総論・各論的検討を行った。その過程においては、必ずしも会社債権者という視点に拘泥することはせず、株主・経営者でも複数の属性を併有する存在にも検討対象を拡張した。総論としての会社債権者という存在を描出するに際しては、各論分析を集積することは不可避である。また、地位の併有という観点では、債権者以外の会社関係者に手がかりを得るという作業が有益であることも考えられる。本研究で得られた一連の成果は、会社法の様々な分野に広がったやや総花的なものとなった。しかし、本研究の目的であった、会社関係者について、株主だけではなく債権者についても、分析的に論じる必要性があることを示すことには成功したのではないかと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計8件)

原弘明「役員の株式報酬と従業員持株制度」近畿大学法科大学院論集 13号 87~106頁、2017年、

<http://id.nii.ac.jp/1391/00018356/>

原弘明「株主提案権の侵害による会社および取締役の損害賠償責任が否定された事例」金融・商事判例 1489号 2~6頁、2016年

原弘明「濫用的な会社分割に対する詐害行為取消請求」旬刊商事法務 2087号 48~54頁、2015年

原弘明「未公開株商法における発行会社と発行会社取締役の責任」旬刊商事法務 2070号 42~47頁、2015年

原弘明「労働法における法人格否認の法理と事業譲渡にかかる労働契約の取扱い:会社法の視点から」法政研究 82巻 2-3号 681~710

頁、2015年、
<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/recordID/1560332?hit=28&caller=xc-search>

原弘明「準共有株式の議決権行使と会社の同意」近畿大学法学 63巻2号33～49頁、2015年、

<http://id.nii.ac.jp/1391/00014194/>

原弘明「取締役会非設置会社の募集社債発行意思決定機関：取締役会非設置会社の業務執行の意思決定に関連して」近畿大学法科大学院論集 11号193～207頁、2015年、

<http://id.nii.ac.jp/1391/00005434/>

原弘明「完全子会社に対する建設機械の売却と金員の貸付による代表取締役の任務懈怠責任」金融・商事判例 1456号2～7頁、2015年

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計3件)

上田純子・松嶋隆弘編著、上田純子・松嶋隆弘・原弘明ほか10名著『会社非訟事件の実務』三協法規出版、2017年、333頁(98頁、126頁)

高橋英治編、高橋英治・原弘明ほか9名著『設問でスタートする会社法』法律文化社、2016年、244頁(164頁、184頁)

関西商事法研究会編、原弘明ほか22名著『会社法改正の潮流』新日本法規、2014年、486頁(377頁、391頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
<http://harahiroaki.web.fc2.com/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

原弘明 (HARA, Hiroaki)

近畿大学・大学院法務研究科・准教授
研究者番号：70546720

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：

(4) 研究協力者
()